

日本における「人身取引」の問題化

——「人身取引」概念の変遷を手がかりに——

大野 聖 良

要旨 2000年国連で「国際組織犯罪防止条約」および付属議定書のひとつである「人身取引議定書」が採択され、国際社会および各国政府は人身取引の廃絶に向けて取り組んでいる。日本では2004年から人身取引対策が講じられ、主に外国籍女性の強制売春に焦点が当てられてきた。しかし、近年その被害は多様化し、人身取引をめぐる議論は大きく変容している。

本稿では、現代日本社会における人身取引問題の様相を捉えるため、人身取引の用語と概念の変遷を検討し、日本社会における「人身取引」の問題化の過程を明らかにする。

まず、日本の議論に少なからず影響を与えてきた国際社会における *trafficking in persons* の議論を検討し、20世紀初頭の“white slave”（白人奴隷）問題からはじまり、1970年代から1990年代の国連を中心とした女性の人権をめぐる世界的な運動で登場する *traffic in women*、2000年代に国際組織犯罪として *trafficking in persons* へと変遷する過程を示した。

次に行政・マスメディア・市民運動（NGO）を軸に日本社会における人身取引問題の議論を検討した。第二次世界大戦後、戦災孤児や貧しい農村の子どもを対象にした児童労働問題として「いわゆる人身売買」が端緒となり、赤線地帯の問題、1980年代後半から東・東南アジア女性の強制売春という女性の人権問題としての「人身売買」、2000年代には国際社会で優先課題となった国際組織犯罪という視点が加わり、日本社会で「トラフィッキング」「人身取引」が可視化される過程を示した。さらに、ここ数年、日本人少女を対象にした児童売春や「技能実習生」問題が新たな人身取引として捉えられはじめた背景についても言及した。

これらの検討を通じて、日本において人身取引が国内外の様々な文脈を通じて問題化されてきた過程と、現在も人身取引問題をめぐる境界線が常に揺れ動いている点を論じた。

キーワード：人身取引、問題化、国際組織犯罪

Problematization of “Trafficking in Persons” in Japan: Focus on Conceptual Changes of Trafficking in Persons in National and International Contexts

ONO Sera

Abstract In December 2000, the United Nations adopted “the UN Convention against Transnational Organized Crime” and its three protocols: Trafficking Protocol, Smuggling Protocol and Illicit Manufacturing Protocol. Until the Trafficking Protocol appeared, the term “Trafficking” had not been defined in international law, despite its incorporation in a number of international legal agreements. International society and each government have agreed to prohibit and eliminate trafficking in persons, and the Japanese government also started the National Action Plan against Trafficking in Persons in 2004. In Japan, trafficking in persons has been known as an issue concerning foreign women, especially from East Asia and Southeast Asia, who have been forced into prostitution. However, the recent discussion in Japan has been changing to a different consideration of sexual exploitation. The aim of this paper is to examine the transition of the term and concept of “trafficking in persons” in Japan as the process of its problematization.

First, I consider the international context of trafficking in persons from the starting point of some international legal agreements against it. This issue started from “white slavery” in Europe at the beginning of the 20th century, and had changed to “traffic in women” as an issue of women’s human rights in the 1970s–1990s. Since 2000, “trafficking in persons” has been regarded as “transnational organized crime”, and has become a priority matter in international society these days.

Next, I consider the Japanese context of trafficking in persons from the government, media and civil movements (NGOs). After WW II, “so-called jinshin-baibai (human trafficking)” as child labor problems among war orphans and children in the poor rural villages paved the way for discussion of trafficking in persons. After that, it came to mean “red-light district” problems involving young women until the 1956 Anti-Prostitution Law, and it moved into consideration as “Jinshin-baibai”, involving as forced prostitution among women from East and Southeast Asian countries along with the civil movements in the 1980s–1990s. In concert with the international context, the Japanese government has regarded “trafficking” or “jinshin-torihiki (trafficking in persons)” as transnational organized crime since the 2000s. In addition, I refer to another tendency, showing how child prostitution among Japanese young girls and “Technical Intern Trainee” problems have come to be regarded as new forms of trafficking in persons, according to the

government and NGOs.

Through these examinations, this paper argues that trafficking in persons in Japan have been problematized by several different contexts in national and international discussions, and its boundary line has been fluid according to “what we should recognize as trafficking in persons” .

Key words: Trafficking in Persons, Problematization, Transnational Organized Crime

はじめに

2000年「国際組織犯罪防止条約」および付属議定書のひとつである「人身取引議定書」が国連で採択された。同議定書は人身取引 trafficking in persons を包括的に定義した初めての国際文書であり、人身取引は性的搾取・労働搾取・臓器摘出などの搾取を目的に、暴力や脅迫、欺罔等を用いて人を集め移動させ収受することと定義されている¹⁾。被害の場は性産業、家事労働、商業的国際結婚、農業・漁業・鉱山労働、工場労働、角膜・腎臓の摘出など多岐にわたる。国際社会は協働してこの問題を根絶すべく、様々な国際機関、NGO、各国政府はその対策に取り組んできた。

日本において人身取引は、外国籍（東・東南アジア諸国）女性の強制売春が典型的事例と考えられてきた。長年政府は女性たちの苦境を彼女らの個人的問題として介入することはなく、むしろ不法就労問題として扱う傾向にあった。だが、前述の条約・議定書の批准に向け、2004年に加害者訴追・被害者保護・予防からなる「人身取引対策行動計画」を策定し、外国籍女性たちが直面した問題を性的搾取目的での人身取引として認定するという政策転換が行われた。この人身取引対策により、女性たちは不法就労での「入管法違反者」ではなく「人身取引の被害者」として保護されることになった。

2017年現在も改訂版「人身取引対策行動計画2014」によって対策が講じられているが、人身取引の被害の様相は外国籍女性に対する強制売春に限ったものではない。例えば、警察庁が報告した2015年の人身取引事犯によると、日本人少女を対象とした児童買春の事案、土木作業や農業などでの強制労働の事案が人身取引と認定された。またこの問題に取り組むNGOも児童買春や外国人技能実習生に対する労働搾取問題を新たな人身取引問題と捉えており、日本において人身取引問題は多義的になりつつある。

国際法学の視点からAnne Gallagherは人身取引の定義の拡大解釈について以

下のように指摘する。例えば、ポルノを人身取引と認定するなど、あらゆる禁止行為を *trafficking in persons* に取り込むことで、人身取引をめぐる世論の高まりや政治的勢いに乗じて別の政治的アジェンダが達成されようとしているが、議定書の本来の目的が蔑ろにされるのではないかと危惧する (Gallagher 2011: 49-51)。しかし、Gallagher のいう拡大解釈的行為は早急に批判すべきものではなく、この問題と社会の連関をみる糸口でもあると考える。つまり、人身取引議定書によって法的定義が設定されても、それと同時に社会的定義、つまり「人身取引として何を社会で共有するのか」は絶えず模索されているということの意味する。人身取引 *trafficking in persons* は、国際社会・日本社会ともにその用語表現・概念をめぐる議論が重ねられてきた。日本の場合、なぜ近年になって児童買春や外国人技能実習生の問題が人身取引問題に包摂される必要があったのだろうか。このような問いにこたえるためには、人身取引が日本社会でどのように問題化されてきたのかを踏まえることが有用である。日本の人身取引に関する研究は、被害実態の解明や法政策の運用、被害者支援のあり方など実務的議論が中心であり、日本社会で人身取引問題がなぜ不／可視化されたのかなど、日本社会とこの問題の関係性についてはほとんど議論されてこなかった。そのような中、佐々木綾子は労働搾取目的での人身取引が近年まで認識されなかった背景について、社会福祉の視点から戦後日本で社会問題となった「人身売買」に着目し、当時の行政の対応や廃娼運動の展開など、人身取引をめぐる日本特有の歴史的文脈を明らかにした (佐々木 2011)。しかし、佐々木の議論では日本社会に影響を与え続けてきた国際社会における *trafficking in persons* の議論や 1990 年代以降の市民運動による議論は検討されておらず、日本社会における人身取引問題の意味合いの変化を十分把握することに限界がある。

したがって、本稿は、日本社会に「人身取引」が問題化されてきた過程を、それを可能にした国内外の社会的・政治的文脈とともに明らかにすることを目的とする。国際法を入りに国際社会における *trafficking in person* の議論について概観し、日本における人身取引の用語および概念の変遷を行政・マスメディア・市民運動を軸に考察する。なお、本文では各時代・各筆者の用語表現を適宜用いる。

1. Trafficking in Persons の歴史的変遷

人間を商品のごとく売買すること——近代国家はこれを個人の人格や身体の自由を侵害する行為として禁じ、20 世紀初頭からこの行為を取り締まる国際法

表1：Trafficking in Personsを取り締まる国際法

年	協定・条約（締約国数）	日本語訳・日本の締結状況
1904	International Agreement for the Suppression of White Slave Traffic (欧州12ヶ国)	醜業行わしむる為の婦女売買取締に関する国際協定 (締結)
1910	International Convention for Suppression of the White Slave Traffic (13ヶ国)	醜業行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約 (1925年締結)
1921	Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Child (62ヶ国)	婦人及び児童の売買禁止に関する条約 (1925年締結)
1933	International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age (27ヶ国)	成年婦女子の売買に関する国際条約 (未批准)
1949	Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and the Exploitation of the Prostitution of Others (82ヶ国)	人身売買および他人による売春からの搾取禁止に関する条約 (1958年締結)
2000	Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime(186ヶ国2016年時点)	国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 (2000年署名、2003年国会承認、未締結)

Morehouse (2009)、Gallagher (2012)、京都YWCA・APT (2001)、吉田容子・JNATIP (2004) を参照し作成。

が次々に採択されてきた。現在国際社会ではtrafficking in personsがその行為を表す用語として公式に採用されているが、表1をみるとおり、その用語自体も変化してきた。本章では国際社会、特に欧米社会を中心としたこの問題に関する議論をたどりながら、用語および概念の変遷を概観する。

(1) “White Slave” 問題という出発点

Trafficking in persons と呼ばれる事象は、19世紀後半から20世紀初頭に欧米社会で問題視された“white slave”（白人奴隷）まで遡ることができる。

産業革命による資本主義体制の確立と交通・運輸機関の発達によって世界市場が形成されるも、西欧諸国では急速な工業化で経済・社会構造が劇的に変容

し、国内で政治的社会的緊張を増幅させていた。そのような社会的不安を抑制する手段として注目されたのが植民地という海外領土であり、1870年代以降、西欧諸国はアジア、アフリカ、ラテンアメリカ、太平洋諸国へとその勢力を広げた。

近代イギリスの帝国主義を考察したロナルド・ハイナムによると、大英帝国の形成には植民地を通じて大量の労働力を世界中に移動・配置させるだけでなく、「売春」に対する需要も世界規模で満たすことが至上命題であったという。植民地拡大に伴い、大西洋及び太平洋領域をまたいだ大規模な国際売春ネットワークが形成され、ヨーロッパから米国・ニューヨークなどの中継地点を経てラテンアメリカ、北アフリカ、中央・南・東南アジア諸国へとネットワークは広がり、このルートを介してヨーロッパ諸国、中国、日本、ロシアから女性たちが世界へと供給された（ハイナム 1998: 189-211）。

他方、19世紀半ばの欧米諸国で売春は都市社会病理として国家の統制下にあった。この状況に対し、イギリスでは女性解放運動家をはじめ、宗教者、医者、科学者、社会革命運動家が参加する売春統制反対運動が起こった。後にその運動はその他欧米諸国にも波及し、国際的な運動へと発展した。運動の当初の目的は国家による売春統制を廃止することであったが、売春自体の廃絶へと徐々に移行し、特に西欧諸国での強制売春問題が注目を集めた。イギリスからベルギーに白人少女が売られるという事件をきっかけに、売春目的で国境を越えて少女が斡旋・輸送される実態が“white slave”として書籍や新聞でも大々的に取りあげられ、“white slave”問題は欧米社会に深刻なモラル・パニックを引き起こした（ブローラー・ブローラー 1991: 400-442）。

1899年には“white slave”問題を議題とした国際会議がイギリスで初めて開催され、1904年に the International Agreement for the Suppression of White Slave Traffic（「醜業行わしむる為の婦女売買取締に関する国際協定」）、1910年に罰則を強化した the International Convention for Suppression of the White Slave Traffic（「醜業行わしむる為の婦女売買に関する国際条約」）が採択され、不道徳immoralな目的、つまり売春のために女性や少女を勧誘・誘引・拐去する“white slave”取引の取り締まりとその国際協力を求めた。

しかしながら、“white slave”問題は大きな混乱と誤解をはらんでいた。当初、黒人奴隷制と区別する意味で“white slave”（白人奴隷）と表現されていたわけだが、白人に限らずあらゆる民族・人種の女性たちが国際的売春ネットワークに乗せられていた。それにも関わらず、“white slave”は純真無垢とされる年若い白人女性のみを保護対象、「売春婦」、特に有色人種女性をその対象外とする、ヴィクトリア時代の性道徳観を帯びた概念であった。

国際連盟発足後に“white slave”問題をめぐる議論は縮小し、不道徳な目的のための21歳以下の男女と拘束や欺罔を用いた21歳以上の女性の取引を取り締まる目的で1921年にthe Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children（「婦人及び児童の売買禁止に関する条約」）、1933年には売春に限らず不道徳な目的で取引されたあらゆる女性の取引を対象としたthe International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age（「全年齢の婦人売買に関する国際条約」）が採択された。国際連合発足後の1949年には、再度売春目的の取引に限定したthe Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and the Exploitation of the Prostitution of Others（「人身売買および他人による売春からの搾取禁止に関する条約」、以下、1949年条約）が採択された。

1949年条約はすべての年齢の男女を保護対象としたが、売春目的に再び限定されたため、traffic in personsは依然として女性と児童を対象とした「売春の国際取引」と認識され続けた（米田1997: 387）。加えて、1949年条約は履行監視機関や処罰規定の欠如などの制度的不備や、traffic in personsの明確な定義や売春に対する各国の共通認識が形成されなかったため、条約は事実上死文化してしまった（土佐2000: 129）。

（2）Traffic/Trafficking in Womenと「女性に対する暴力」

1949年条約採択後、traffic in personsをめぐる議論は一時鈍化するが、「国連婦人の10年」をはじめとした1970年代から始まる女性の人権に関する世界的な運動の中で、それは再び国際的な関心事となる。特に1990年代に登場した「女性に対する暴力」概念を思想的背景に、国連機関や女性差別撤廃委員会、国内外のNGOや各国政府が児童と女性を対象にしたtraffic in womenに関心を寄せた。1975年第一回メキシコ世界女性会議では、女性と子どもの搾取を予防するためにtraffic in womenが議論され、1979年に採択された女性差別撤廃条約ではあらゆる形態の女子の売買及び売春による搾取を禁止する条項が盛り込まれた。さらにこの問題をめぐる議論をより発展させたのが1993年世界人権会議で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」と1995年第四回北京世界女性会議（以下、北京女性会議）であった。

女性に対する暴力撤廃宣言では女性に対する暴力のひとつとしてtrafficking in womenを挙げ、北京世界女性会議行動綱領はsex trade目的の女性と少女のtrafficking抑止のために1949年条約の修正を求めた。特に同行動綱領は、国際的な売春やtraffickingネットワークにおいて女性は国際犯罪組織の主要なターゲットであり、望まない妊娠や性病感染など新たな暴力に晒されるとして、若

年女性や児童の保護を強調した。

女性の人権という視点から *trafficking in women* の廃絶の必要性が確認されたことは極めて意義深いといえるが、限界がなかったわけではない。北京女性会議行動綱領では「搾取」をめぐって売買春廃絶論者とセックスワーク擁護論者との間で激しい論争がおこった。売買春廃絶論者は売買春自体を搾取と捉える一方、セックスワーク擁護論者は職業としての売春を「セックスワーク」と捉え、「ワーカー」の意思に反する売春のみを搾取とみなす。両者の議論は平行線をたどり、*trafficking in women* への共通見解を提示できず、同行動綱領では強制売春と児童買春のみの言及に留まらざるを得なかった。同様の対立は人身取引議定書の起草過程でも生じている。

一方、このような論争が生じなかったのが児童に対する *trafficking* である。東・東南アジアでの買春観光を背景に、1987年フィリピンで起こった「ロザリオ事件」が口火となって、児童買春問題への注目が国際社会で高まった²⁾。1996年スウェーデンで「第一回児童の商業的搾取に反対する会議」、そのフォローアップとして2001年日本で「第二回児童の商業的性的搾取に反対する会議」が開催され、各国政府や多くのNGOが参加した。これらの会議では児童ポルノの予防、児童の保護・回復の他、「児童の *trafficking* (密輸)」も主要テーマとして取り上げられ、子ども特有の心身の脆弱性を理由にいかなる状況でも救いさえねばならないという前提のため、児童買春はすべて強制売春であるとして冒頭のような論争が生じることはなかった。

(3) 国際組織犯罪としての *Trafficking in Persons*

女性や子供の売買春の文脈とは別に、1990年代後半から国際組織犯罪としての *trafficking in persons* に関する新たな国際法が模索されはじめた。国際組織犯罪は1980年代に先進国首脳会議で米国が麻薬問題について先進国間での共同歩調を呼びかけたことを端緒に、国際社会でその対処が優先課題とされてきた。

グローバリゼーションが進展する中、国境を越えて組織的かつ大規模に行われる犯罪行為が各国の市民社会や経済活動の安全だけでなく、国際的経済活動の拡大推進に影響を及ぼすとして、それを効果的に対処できるよう国際協力を促進するため、2000年に国連で「国際組織犯罪防止条約」が採択された。条約の目的をみると国際組織犯罪は経済問題と密接に結びついた枠組みであることがわかる。

同時に国際組織犯罪を成立させる手段(資金源)に対して「密入国議定書」「銃器議定書」「人身取引議定書」が別個に採択された。人身取引議定書は

trafficking in persons を初めて包括的に定義し、売春以外にも強制労働、臓器摘出等という搾取が追加され、被害者も女性に限らず男性も含まれた。1990年代末には家事労働や工場労働、強制結婚等、売買春以外の搾取形態も国際社会で指摘され、もはや女性を対象にした売買春の問題にとどまらなかったためだ。

しかし、人身取引議定書も、性的搾取と売買春の理論的關係をめぐり大きな課題を抱えていた。議定書の起草段階で trafficking in persons の定義を設ける際、「売春または性的搾取のための人身取引」という文言をめぐり、売春自体が搾取なのか、それとも合意のもとでの売春は許容されるべきで強制売春のみが搾取であるのかという売春廃絶論者とセックスワーク論者間の対立が再燃したのである³⁾。各国の売春関連政策は全面的違法化から合法化まで様々であるため、同議定書における売春への認識は各国の署名・批准に大きな影響を与える。結局議論に決着はつかず、妥協点として「他人の売春からの搾取」が trafficking in persons の構成要件の「搾取」だという定義に落ち着いた。

そもそも国際組織犯罪という用語はこの議定書で初めて登場したわけではない。1994年の北京世界女性会議の際に trafficking in women と国際組織犯罪の關係は既に指摘されており、人権問題としての「女性に対する暴力」という文脈と、経済問題としての国際組織犯罪の文脈が交差することは難しいことではなかった。また、意思決定能力という観点から成人女性と児童の売春（買春）は別個に議論されるなか、国際組織犯罪は両者の議論を横断することができた。

売買春問題としての trafficking in persons は搾取等の「被害」に注目した一方、国際組織犯罪としての trafficking in persons は「加害行為・加害者」に注目した議論の枠組みである。前者は売春をめぐる立場によってある者が被害者かどうかの合意を形成することは容易ではないが、後者は売春をめぐる議論を保留してもなお、加害行為は禁止されるべき・加害者は取り締まれるべきという合意は形成しやすい。国際組織犯罪は被害から加害へと視点を転換させ、売春をめぐる対立を解消せず議論を強硬に「前進」させるものであり、trafficking in persons が人権問題から経済問題へと包摂されることを意味した。

2. 日本における人身取引の歴史的変遷

2017年現在、trafficking in persons の公式日本語訳は「人身取引」であるが、この名称も日本社会特有の文脈の中で変遷してきた。前述表1をみると、日本が締結した条約では、“white slave traffic” が「醜業行わしむる為の婦女売買」、 “traffic in women and children” が「婦人及び児童の売買」、 “traffic in persons” が

「人身売買」、「trafficking in persons」が「人身取引」と訳されてきたが、1933年条約まで日本でこれらの問題は公娼制度と連動するものであった。本章では日本社会で現在も流布している「人身売買」に注目し、その概念の変遷と人身取引との交差を考察する。

(1) 戦後の「いわゆる人身売買」——児童労働問題から

『広辞苑』によると、「人身売買」は「人格を認めず、人身を商品と同一視して売買すること」とある。法制史の分野から人身売買に関する法の変遷とその社会的・思想的・政策的要因を考察した牧英正によると、日本において権利主体である人間は売買の目的物とはなり得ないとして人身売買が全面的に禁止されたのは近代以降である。特に基本的人権の尊重が掲げられた日本国憲法施行以降、人身売買は深刻な社会問題として浮上した（牧1971: 214-219）。

1948年12月、東京の「浮浪児」を周旋人が栃木の農村に売り飛ばした事件が報道されたことをきっかけに、戦災孤児や貧しい農家出身の児童が他人の家庭で養育・雇用される地方の特殊雇用慣行の一部が「人身売買」として日本社会で問題視されるようになった。

行政はこの問題に対応すべく、1952年内閣中央青少年問題協議会（当時）は「人身売買事件対策要綱」を策定した。その要綱では「いわゆる人身売買」を「児童をして、その福祉に反するような労務、または不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として金銭・財物・その他を給付することを内容とする契約又はこれをあっせんする行為」とし（労働省婦人少年局1953: 7）、「いわゆる人身売買という非人道的事実がいまだに存するということは、まことに恥ずべきであり、その絶滅を図ることは、国家の重大な問題」であるとして、青少年の保護・福祉の目的で対策が講じられ、東北九州等での実態調査も断続的に実施された（労働省婦人少年局1953: 附録19）。

ところで、「いわゆる人身売買」の「いわゆる」にはどのような意味が込められているのだろうか。労働省婦人少年局によると、「一部階級の人間は完全に商品化され、生涯を通して売買され」、「言葉どおりの人身売買、即ち、パーソナリティ全体の売買」が行われた前近代的時代もあったが、明治時代以降は年奉公など、長期の人身拘束が伴う労働力の売買へと質的に変容したという。戦後の「人身売買」事件については労働力の売買であり、本来の意味での「人身売買」とは異なるものの的確な用語が見当たらなかったため「いわゆる人身売買」を採用したと説明する（労働省婦人少年局1953: 9-10）。当時の行政は「人格の売買」と「労働力の売買」を区別し、人身売買を児童労働問題と捉えていた。

(2) 売春問題としての「いわゆる人身売買」

当初「いわゆる人身売買」は、男子の作男や工員徒弟、女子の接客婦、酌婦、女中、紡績女工への前借つき雇用関係などであったが、次第に少女が赤線地帯などの売春業へ「売られる」事例が目立ち始めた。1953年の厚生省全国調査では、売られた18歳以下の児童1489人のうち女子が1327人、そのうち921人が赤線地帯に売られていたことが判明した（本庄1954: 225）。

労働力の売買としての人身売買が縮小したひとつの要因として、県外集団就職の制度化が挙げられる。1947年に職業安定法が制定され、1950年代から労働力需給の効率化のために公共職業安定所のネットワーク構築や農村から都市への大々的な輸送計画がはかられるなど、各地のローカル労働市場を統合する動きがみられた。1955年以降の高度経済成長期に地方の中学卒業以上の児童は「金の卵」という労働力として都市に需要され、厚生省は児童の職業安定を図るために職業安定所を積極的に利用すること、当該機関も迅速に職業紹介を行うことを各都道府県に通知しており、労働省も積極的に「いわゆる人身売買」への対処・予防を実施した（労働省婦人少年局1953: 附録19-21）。

「いわゆる人身売買」は一種のインフォーマルな職業紹介システムでもあったが、県外集団就職制度という行政の介入により工場労働など男子を選好する業種形態はフォーマルな労働市場へ、売春など女子を選好する形態はインフォーマルなシステムとしての「いわゆる人身売買」へと分化したのである（山口2004: 140）。

警察庁はこのような状況をふまえ、「いわゆる人身売買」を「児童をしてその福祉に反するような労務、若しくは不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、又は18歳以上の婦女子をしてその意に反して売春を業とさせ、その対価として金銭・財物・その他の給付をさせることを内容とする契約、もしくはこれらを斡旋する行為」とし〔下線筆者〕（牧1971: 221）、自発的売春ではないことを条件に18歳以上の女性も含めた独自の定義を採用した。行政において「いわゆる人身売買」はもはや児童労働問題ではなく女性の売春問題へと移行したといえる。その後、1955年に最高裁判所で前借金無効判決が下され⁴⁾、1956年には1949年条約批准のために売春防止法が施行されたことで、売春形態の「いわゆる人身売買」の雇用関係は法的正当性を否定され、赤線地帯も事実上閉鎖されたことで、この問題について世論も縮小していった。

(3) 「国際的人身売買」——アジア女性の強制売春問題

1980年代後半、「人身売買」という用語とは異なる様相があらわれる。それは外国籍女性への強制売春問題である。1974年にタイ人女性が「トルコ風呂」

で働かされていた事件が「国際的人身売買」として報道されたが、それが社会問題として日本社会に共有されたのは1980年代後半であった。

1970年代、航空技術の発展やアジア諸国間での経済格差、先進諸国における再生産労働市場（家事・介護などのケア労働）での労働者不足を背景に、アジアでは女性が単身で海外に出稼ぎにでる現象、いわゆる「国際移住労働の女性化」が顕著となった。日本にも1980年代に東・東南アジア諸国から多くの女性が来日したが、日本政府は外国人単純労働者を受け入れないという立場をとり、かつ日本の再生産労働は日本人「主婦」が担うべきという強固なジェンダー規範のため、東・東南アジア女性が就労する場がほぼ皆無である中、風俗・性風俗産業での性的労働（ホステス業・売買春）が唯一の受け皿となったのである。

「国際的人身売買」とは、東北・九州の貧しい農村の女性たちが赤線地帯へ向かわざるを得なかったように、東・東南アジア女性が性風俗産業に投入される状況を問題視した表現であったが、外国籍（「途上国」）成人女性であるがゆえ、戦後のような福祉問題に発展することはなかった。1980年代になるとますます多くの東・東南アジア女性が稼働目的で来日するにつれて、マスメディアを中心に日本社会はそのような女性たちを「ジャパゆきさん」と名指して日本社会に望ましくない存在として周縁化し、行政においても女性たちは不法就労者でしかなかった（大野2009）⁵⁾。

しかし、1980年代後半から1990年代にかけて日本キリスト教婦人矯風会による「女性の家HELP」などの草の根民間支援組織が登場し、「ジャパゆきさん」と呼ばれた女性たちの状況が再考されるようになる。女性たちの多くが就業内容・環境について騙され、旅券を奪われたうえで長時間労働を強いられ、高額な借金（渡航手続き、紹介料、衣食住関連費用等）返済のために売春を強いられているとして、女性たちは不法就労者ではなく「人身売買」「強制売買」の被害者であると問題化した（下館事件タイ三女性を支える会、1995）。その後も前述の国際社会における「女性に対する暴力」の潮流を背景に、2000年に入るまで市民運動が外国籍女性の強制売春問題の議論を牽引してきた。2004年に政府がこの問題に対して「人身取引」という用語を採用した一方で、市民運動は「人がモノとして売り渡されているという実態を考慮し、『人身取引』という耳慣れない言葉を用いるよりも従来から一般に使われている『人身売買』を訳語として用いることが適切」であるとして「人身売買」を敢えて用いた（米田2006: 22）。つまり、強制売春が「身体の売買」を想起させるゆえ、戦前の「人身売買」概念の核とされた「パーソナリティ全体の売買」にも通底するものとして「人身売買」が用いられ、それは「人身取引」という用語ではくみ取れな

い社会的意味を引き継ぐものと捉えられたといえる。

(4) 省庁間で錯綜する「トラフィッキング」——国際組織犯罪として

外国籍女性の強制売春問題としての人身売買問題について、行政は2004年まで不法就労問題として扱ってきたわけだが、各省庁の認識は微妙に異なる。

例えば、警察庁では風俗環境の悪化や暴力団問題、「来日外国人犯罪」という視点から性風俗産業に従事する外国籍女性を取り締まり対象とみていた。一方、法務省入国管理局（以下、入管）は1980年代には資格外活動や不法残留問題として性風俗産業に従事する外国籍女性の効果的な摘発の必要性を説くが、1988年に不法就労者の3分の2以上を男性が占めるようになると、議論の中心は外国籍男性の不法就労問題と単純労働者受け入れの是非にシフトし、外国籍女性の問題は捨象されていった（大野2010）。

しかしながら、2000年国際組織犯罪条約および人身取引議定書の批准にあたり、行政では国際法上のtrafficking in personsの定義・概念について模索しはじめることになる。同年、外務省は「人のトラフィッキングに関するアジア太平洋地域シンポジウム」を開催し、警察庁、入管、国連機関（UNICEF、OHCHR）、国会議員等が参加した。同シンポジウムではtrafficking in personsを「トラフィッキング」と表現し、「性的搾取や強制労働などを目的として強制やだますことによって人を国境を越えて移動させる行為」で「外国に送り込まれた被害者は、意に反して犯罪組織などの支配下に置かれ性産業などで働かされ」という認識を共有していた（外務省2006: 6）。だが、その一方で、各省庁（外務省、警察庁、入管）の認識はそれぞれ異なっている。

まず、外務省では「人間の安全保障 human security」という枠組みで「トラフィッキング」を捉え、「ヒューマンセキュリティの最たるもの」として位置づけた（外務省2000: 83）。「人のトラフィッキング」の原因が国家間の経済格差、特に途上国の貧困であり、「この問題への対処は、一義的には途上国自身の開発援助にかかって」いるとしてもばら途上国開発に収斂した（外務省2000: 9）。つまり「トラフィッキング」は日本を除いたアジア太平洋地域の問題であった。

国際組織犯罪への取り組みを重視する警察庁は、密入国と風俗関係事犯として「女性のトラフィッキング」を、児童の性的搾取（児童買春・児童ポルノ）として「児童のトラフィッキング」を説明する。とりわけ、成人女性の場合は「トラフィッキングされた女性が、日本に来てどのような仕事をするかについて認識をして」おり、予見可能性がない等女性にまったく落ち度がない場合以外は「不法移民問題」だという見解を示した。このような姿勢は1980年代の

「ジャバゆきさん」への対応とまったく変わらない。そして、「トラフィッキング」は貧困だけが原因でなく「自らの認識でトラフィッキングを拒否するような知識・情報または教育を与えてあげなければならぬ」とし、女性たちの出身国の問題でもあると言及した（外務省2000: 62-63）。

入管も「女性のトラフィッキング」は密入国問題とし、「トラフィッキング」は「自らの意志に反し渡航を強要され、その後売春や過酷な労働などに強制的に従事させられ搾取される」ものだが、不法入国・不法残留の多くは「就労等してお金を稼ぐことを目的に、自ら直接又は間接に国際的な犯罪組織に依頼して…（中略）…不法入国する」のであり、狭義の意味では「不法移民」だが、国際犯罪組織の関与という点では広い意味でのトラフィッキングでもあるとして、ホステス業や「売春」に従事する外国籍女性の摘発による犯罪の早期発見が主張された（外務省2000: 36）。

三省庁間の「トラフィッキング」の認識で共通することは、これが日本国内の問題ではなく外からやってくる犯罪という位置づけだ。警察庁・入管において「トラフィッキング」は密入国・不法就労に介在する国際組織犯罪であり、また外務省が掲げた「人間の安全保障」についても、人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、これらに対する取り組みを強化するものであることから、「脅威」への取り組みとして国際組織犯罪廃絶と親和性をもつ。

男女共同参画行政でも同時期に「トラフィッキング」が議論されている。2002年に内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力に関する専門調査会」の第14回会議で「女性のトラフィッキング（密輸）」が初めて議題に挙がったが、同委員会で「トラフィッキング」の共通認識を形成することができなかった。当時「女性に対する暴力」は日本人既婚女性のドメスティック・バイオレンスに焦点化しており、外国籍であり、しかも「性風俗産業に携わる」女性の問題である「トラフィッキング」はその枠組みに入る余地はなかった。

国際社会の潮流と連動して日本政府も国際組織犯罪としての「トラフィッキング」を受容したわけだが、それは「女性に対する暴力」という側面が抜け落ちたものであり、女性の人権問題としては後退してしまった。

（5）国際組織犯罪から乖離する「人身取引」——行政・NGOの狭間で

国際組織犯罪防止条約の批准のために、政府はまず2003年に「世界一安全な国、日本」の復活を目指す「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」という治安政策を打ち出し、不法入国・不法滞在対策として「トラフィッキング」の処罰化が検討されることになった。同計画内では「トラフィッキング」と同

義のものとして「人身取引」が用いられ、それ以降の政策では「人身取引」が採用されている。法的観点から売買とは売主が財産権を移転し買主はその代金を受領する行為であるが、人身取引議定書の定義では必ずしも金銭や利益の授受が介在するとは限らないため、「人身売買」ではなく「人身取引」が適当とされたためだ（日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会2005: 参考資料）。

警察庁によると、2001年から2015年まで人身取引の被害者730人が保護され、被害者の最も多い国籍はフィリピン・タイではほぼ全員が女性であった（警察庁保安課2016）。被害事例としては「借金」返済を強いられたホステス業や売春等、1990年代に市民運動によって明らかにされた搾取が多く報告されている。しかし、近年、この問題の根絶に取り組むNGOや行政では日本人女性の被害や労働搾取問題も新たな人身取引として認知し始めている。

日本人の被害は2007年から報告されはじめ、2017年1月現在まで成人・児童あわせて67人が保護されている。検挙事例がすべては明らかではないものの、ホストクラブへの借金返済目的での未成年女性に対する売春強要や出会い系サイト等を利用した児童への売春強要が人身取引事犯として公表されており、児童買春問題が人身取引に関わる問題として認識されつつある。

また人身取引問題に取り組んできたNGOが児童買春やアダルトビデオ出演強要も人身取引をなす問題として支援・啓発活動を展開し⁶⁾、少女の自立支援に携わるNGOがJK産業（女子高校生による男性向けサービス業）を人身取引の温床と主張するなど⁷⁾、日本人女性を対象にした性の商品化の問題が人身取引問題としても見直されている。

労働搾取目的の人身取引についても、警察庁は2015年に人身取引被害として、土木作業、農作業、ベビーシッター、飲食業などでの労働搾取で7人（うち男性4人）を認定した。また「技能実習生」問題、つまり外国人技能実習制度で中国やベトナム等から来日した技能実習生が直面する虐待や低賃金長時間労働等の搾取問題が、潜在化する人身取引として認識され始めている。

技能実習生の惨状はメディアでもしばしば報道され⁸⁾、2006年以降NGOや研究者が技能実習生の身に起こった問題も人身取引だと主張してきた⁹⁾。しかしながら、政府はそのような問題を制度上の欠陥ではなく「制度を理解しない一部の不心得者による」個別対応すべき問題とみなしてきた¹⁰⁾。2009年に人身取引（特に女性と子ども）に関する国連特別報告者Joy Ngozi Ezeiloの来日調査で、技能実習生問題は人身取引に繋がる緊急性の高い問題として国際社会からも指摘されたが、政府はこれを人身取引対策で対応することには消極的であった¹¹⁾。

しかし、2014年に改訂された「人身取引対策行動計画2014」では、労働搾

取目的での人身取引として技能実習生問題への積極的な取り組みが明記された。このような方向転換はNGOによる政府交渉の成果という以上に、2016年11月「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行など、政府が外国人技能実習制度の「適正化」にむけて舵をきった結果である。その背景には本来の制度目的である「国際貢献」の達成だけではなく、外国人単純労働者を原則受け入れない日本にとって同制度は、農業・漁業・水産加工業、建築業、縫製業、機械・金属業での労働力獲得手段としての側面が強い。また、2017年には技能研修の職種に「介護」が追加され、入管法改正で在留資格「介護」が新設されるなど、日本社会は介護の担い手を海外から調達する方向にある。今後の更なる労働力受け入れのために労働搾取の人身取引対策が急務となっており、現在の日本の人身取引問題は「外国人労働者」問題と近接している。

日本の人身取引問題は外国籍女性から日本人女性の問題へ、性的搾取から労働搾取の問題へその焦点は移行してきたが、対象の拡大からは国際組織犯罪の枠ではおさまらない、日本社会に起因する搾取の問題が垣間見える。

おわりに

本稿では、国際社会における *trafficking in persons* の議論を踏まえたうえで、日本における「人身取引」の問題化の変遷を考察した。

国際社会、特に欧米諸国において、*trafficking in person* の議論は20世紀初頭の“white slave”問題から始まる。当初は白人若年女性を売春から救済することに主眼が置かれていたが、後に国際売春取引の問題として *traffic in women and children* へと変更され、その根絶にむけた国際協力が求められた。1970年代以降の国連による女性の人権に関する取り組み、特に「女性に対する暴力」概念の登場で *traffic in women* が再度注目され、1949年条約の限界と新たな国際法の必要性が確認された。しかし、売春と搾取をめぐる論争によって議論は一時停滞していた。その論争を一時保留して国際的な共通認識を形成する糸口となったのが、加害の側に焦点をあてた国際組織犯罪であった。この議論での *trafficking in persons* は売春に限らず、労働搾取や臓器摘出目的での人の移動を取り締まることで国際犯罪組織の資金源を断つものであった。

一方、国際社会とは別の文脈で日本社会特有の「人身売買」問題は議論されてきた。戦後、児童を対象にした不当雇用慣行を素地に「人身売買」が社会問題となり、行政は児童を中心とした労働力の売買の問題を「いわゆる人身売買」として対応してきた。その後、労働問題として集団就職の制度化にのらなかつ

た赤線地帯での就労が「いわゆる人身売買」問題となるが、1956年の売春防止法制定等で日本人女性の売春問題は縮小した。1970年代に東・東南アジア諸国の女性たちがかつての赤線地帯を担う「国際的人身売買」があらわれるが、1980年代にそれは「ジャパゆきさん」問題、つまり女性たちを取り巻くシステムではなく彼女たち自身を名指す用語によって、不法就労をする違法な女性の問題へと矮小化された。1990年前後には市民運動によって「ジャパゆきさん」問題が「人身売買」問題として再発見されるも、行政では依然として不法就労問題であった。2000年代には国際組織犯罪という国際社会の潮流をうけ、ようやく行政も「人身取引」問題を認識したわけだが、日本社会で蓄積されてきた議論はほとんど引き継がれず、行政自身も錯綜しながら国際組織犯罪としての人身取引という概念を受容した。しかしながら、現在も人身取引が内包する搾取をめぐり、問題の境界線は絶えず揺れ動いている。

ここ数年日本で新たに認定される事案をみると、国際組織犯罪では捉えられない問題が人身取引として包摂されようとしている。人身取引問題が語られるとき、日本社会で未だに解決されていない搾取の問題がそこにみられる。人身取引（人身売買）の典型的事例であった外国籍女性の強制売春では、搾取の他に「移動」をめぐる問題、すなわち国境を超えることで増す脆弱性も重要な論点であった。児童買春など日本人若年女性に対する性的搾取が人身取引となることで、「移動」という側面はどのように位置づけるのか今後検討すべきであろう。

また、「技能実習生」問題も労働搾取目的での人身取引で新たに注目されている。人身取引（人身売買）は女性の被害がほとんどであったが、今後男性の被害も検討してゆかねばならない。その際、戦後の「いわゆる人身売買」の議論は現在の外国籍労働者をめぐる労働状況を再考するうえで参照すべき視点になるだろう（佐々木2011）。ただ、人身取引が単にジェンダー・ニュートラルな問題になったと片付けるのではなく、性風俗産業を起点に日本の労働市場全体が「女性化」した労働力、つまり安価で「柔軟」な労働力をますます需要し、東・東南アジア諸国がその供給源とされ続けていることへの批判的検討がより重要となる。「人身取引」では自ら生み出してきた搾取に真正面から向き合っていない日本社会の姿が浮かび上がる。

[付記] 本稿は、大野聖良（2012）の一部及び2016年度清泉女子大学人文科学研究所研究懇話会第4回（2016年11月22日、於清泉女子大学）における口頭発表を大幅に加筆修正したものである。なお、加筆部分はJSPS特別研究員奨励費14J11387による研究成果の一部である。研究懇話会で貴重なコメントを

賜った先生方、出席者の皆さまに感謝申し上げます。

注

- 1) 人身取引は人身取引議定書第3条で以下のように定義されている。
搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- 2) 身体を売ることによって生計を立てていた当時11歳のフィリピン人少女が、オーストラリア人男性客に膣内に異物を挿入されたことが原因で死亡した事件。男性は強姦・殺人罪で終身刑判決を受けたが、後に証拠不十分で無罪となった。
- 3) 条約・議定書起草に携わる国際犯罪委員会でフェミニストによるトランスナショナルなネットワーク、売春を性的暴力とみなすCoalition Against Trafficking in Womenを代表とするInternational Human Rights Networkと、売春をセックスワークとみなすGlobal Alliance Against Trafficking in WomenなどのHuman Rights Caucusが積極的にロビー活動を行った (Doezema 2005)。
- 4) 16歳未満の少女が父親の借金返済のため、貸主のもとで酌婦として住み込みで働くという契約が父親と貸主の間で結ばれた事案について、最高裁は酌婦としての稼働契約は公序良俗に反し無効であり、それに付随する前借金契約も無効であるとした。従来の判決では芸娼妓としての稼働契約は無効であるが、前借金の金銭貸貸は有効であるとされてきた (日本弁護士連合会1974)
- 5) 1980年代の男性対象の大衆雑誌が「ジャバゆきさん」関連記事を多く掲載した他、『別冊宝島54 ジャバゆきさん物語』1986年7月号JICC出版局、山谷哲夫 (1992)『ジャバゆきさん——女たちのアジア』岩波書店など。
- 6) NPO法人ライトハウス、<http://lhj.jp/> 2017/1/20アクセス。
- 7) 女子高校生サポートセンター Colabo代表・仁藤夢乃氏インタビュー「JK産業は『人身取引』 女子高生サポートセンター代表が語る、少女が商品化される裏社会の実態とは」ウートピ2014.10.10付、<http://wotopi.jp/archives/10618> 2017/1/20アクセス。
- 8) 「リポート岐阜 中国人実習生、賃金未払い——徹夜の残業 室温10度、『稼げると聞いたのに』」『朝日新聞』岐阜2008.3.9付など。2010年の入管法改正で研修生は実務作業を伴わない研修や公的機関運営事業に従事することになり、搾取問題は技能実習生に集中している。
- 9) 外国人研修生問題ネットワーク (2006)『外国人研修生——時給300円の労働者2』明石書店、川上園子 (2007)「第6回外国籍研修・技能実習制度——もう1つの人身売買? 2006年6月19日」IMDR-JC編『講座人身売買 さまざまな実態と解決への

道筋』IMDR-JCなど。

- 10) 第186回国会衆議院法務委員会議事録第19号(2014.5.23)、9頁。
- 11) 国際連合広報センター「人身取引に関する国連専門家、訪日調査を終了」(2009.7.23付 プレスリリース 09-034-J) http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2753/ 2017/1/20アクセス

参考文献・資料

- 大野聖良(2009)「『ジヤバゆきさん』をめぐる言説の多様性と差異化に関する考察」『人間文化創成科学論叢』11巻、467-476頁。
- (2010)「移動の視角からみた日本の人身取引対策の意味——人身取引問題の新局面として」『ジェンダー研究』13号47-72頁。
- (2012)「日本における〈人身取引〉言説の生成と展開——外国籍移動女性をめぐるポリティクス」(お茶の水女子大学大学院 人間文化研究科 ジェンダー学際研究専攻、社会科学博士)。
- 外国人研修生問題ネットワーク(2006)『外国人研修生——時給300円の労働者2』明石書店。
- 外務省(2000)『人のトラフィッキングに関するアジア太平洋地域シンポジウム報告書』外務省。
- Gallagher, Anne. T (2012) *The International Law of Human Trafficking*, Cambridge University Press.
- 川上園子(2007)「第6回外国人研修・技能実習制度——もう1つの人身売買? 2006年6月19日」IMDR-JC編『講座人身売買 さまざまな実態と解決への道筋』IMDR-JC。
- 京都YWCA・APT(2001)『人身売買と受入大国ニッポン——その実態と法的課題』明石書店。
- 警察庁保安課(2016)「平成27年中における人身取引事犯の検挙状況等について」https://www.npa.go.jp/safetylife/hoan/h27_zinshin.pdf 2017/1/20アクセス
- 佐々木綾子(2011)「『人身売買』の定義再考にむけて——『いわゆる人身売買』と労働搾取問題」『大原社会問題研究所雑誌』No. 627、30-44頁。
- 下館事件タイ三女性を支える会編(1995)『買春社会日本へ、タイ人女性からの手紙』明石書店。
- 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議(2004)「人身取引対策行動計画」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/041207keikaku.html> 2017/1/20アクセス。
- 土佐弘之(2000)『グローバル／ジェンダー・ポリティクス——国際関係論とフェミニズム』世界思想社。
- Doezema, Jo (2005) "Now You See Her, Now You Don't: Workers at The UN Trafficking Protocol Negotiations" *Social & Legal Studies* 14(1). pp. 61-89
- 日本弁護士連合会編(1974)『売春と前借金』高千穂書房。
- 日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編(2005)『シンポジウム基調報告書人身売

日本における「人身取引」の問題化——「人身取引」概念の変遷を手がかりに——

- 買受入大国ニッポンの責任——被害者保護支援の施策と被害者保護』日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会。
- ハイアム、ロナルド（1998）『セクシュアリティの帝国——近代イギリスの性と社会』（本田毅彦訳）柏書房。
- 犯罪対策閣僚会議（2003）「犯罪に強い社会の現実のための行動計画」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/031218keikaku.html> 2017/1/20アクセス。
- （2014）「人身取引対策行動計画2014」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/keikaku2014.pdf> 2017/1/20アクセス
- ブロー、バーン／ポニー・ブロー（1991）『売春の社会史——古代オリエントから現代まで』（香川檀他訳）筑摩書房。
- 本庄しげ子（1954）『人身売買——売られゆく子供たち』同光社。
- 牧英正（1971）『人身売買』岩波書店。
- Morehouse, Christal（2009）*Combating Human Trafficking Policy Gap and Hidden Political Agendas in the USA and Germany*, Verlag fur Sozialwissenschaften.
- 山口覚（2004）「人身売買から集団就職へ——『一九五四年青森発、戦後最初の就職列車』をめぐって」『関西学院史学』31号122-151頁。
- 山谷哲夫（1992）『じゃぱゆきさん——女たちのアジア』岩波書店。
- 米田眞澄（1997）「『人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約』の批判的考察——女性の人身売買を中心として」『阪大法学』47巻4-5号、383-402頁。
- （2006）「人権の視点から人身売買の被害者保護・支援を検証する」財団法人アジア・太平洋人権情報センター『アジア・太平洋人権レビュー 2006人身売買の撤廃と被害者支援に向けた取組み』現代人文社、21-27頁。
- 吉田容子・人身売買禁止ネットワーク（JANTIP）編著（2004）『人身売買をなくすために——受け入れ国日本の課題』明石書店。
- 労働省婦人少年局編（1953）『年少者の特殊雇用慣行——いわゆる人身売買の実態』労働省婦人少年局。
- 『別冊宝島54 ジャパゆきさん物語』1986年7月号JICC出版局。
- 国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp> 2017/1/20アクセス。